

第1回石綿健康被害救済制度被認定者の介護等の実態調査に関する検討会の開催について



<環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課
石綿健康被害対策室同時発表>

平成 29 年 5 月 30 日（火）
独立行政法人環境再生保全機構
石綿健康被害救済部
直通電話：044-520-9603
部長：篠木 恒成
課長：村岡 千秋
担当：佐野、遠藤、鎌田

平成 29 年 6 月 13 日（火）に第1回石綿健康被害救済制度被認定者の介護等の実態調査に関する検討会を開催します。なお、会議は公開で行われます（冒頭カメラ撮り可）。

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）の改正法が施行後 5 年を迎えることを踏まえ、平成 28 年 4 月から中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において石綿健康被害救済制度の施行状況について評価・検討が行われ、平成 28 年 12 月に本小委員会の報告書（「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」）が取りまとめられました。

本報告書では「介護等の実態の詳細については必ずしも把握できていないとの指摘があり、被認定者の介護等について実態調査を行うべきである。」とされたことから、環境省との契約に基づき当機構が石綿健康被害救済制度被認定者の介護等の実態調査を行うものです。

このたび、第1回検討会の開催詳細が決まりましたので、お知らせいたします。

1. 日時：平成 29 年 6 月 13 日（火）13:30～15:30

2. 場所：独立行政法人環境再生保全機構東京事務所会議室
東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 3 階

3. 検討委員

岸本 卓巳	独立行政法人労働者健康安全機構岡山労災病院副院長
上月 正博	東北大学大学院医学系研究科障害科学専攻内部障害学分野教授
祖父江 友孝	大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座環境医学教授（委員長）
長松 康子	聖路加国際大学大学院看護学研究科国際看護学准教授
古川 和子	石綿対策全国連絡会議運営委員

4. 議題

- (1) 石綿健康被害救済制度被認定者の介護等の実態調査に関する検討会の設置について
- (2) 石綿健康被害救済制度被認定者の介護等の実態調査について
- (3) その他

5. 傍聴の申込み

- (1) 傍聴希望の方は、平成 29 年 6 月 8 日（木）17:00（必着）までに、電子メール又は FAX で、「第1回石綿健康被害救済制度被認定者の介護等の実態調査に関する検討会傍聴希望」と明記し、氏名、郵便番号、住所、電話番号、所属団体又は勤務先、傍聴券の送付先（電子メールアドレス又は FAX 番号）を記入の上、下記の傍聴申込先までお申し込みください。申込みは傍聴希望者 1 人につき 1 通といたします。なお、傍聴可能人数は、会場の都合上、20 名を予定しており、傍聴希望者が傍聴可能人数を超えた場合には、抽選により傍聴者を決定させていただきます。

- (2) 傍聴の可否の結果は、平成 29 年 6 月 9 日（金）までに申し込み者全員に対して、申込時と同じ手段でお知らせいたします。
- (3) 電子メールで申し込まれた方は、当方からの返信メールを印刷したものを、FAX で申し込まれた方は当方からの返信 FAX を傍聴券といたしますので、傍聴の際には必ずご持参願います。なお、当日は、傍聴の受付に当たり、ご本人であることの確認ができるものもご持参願います。
- (4) 報道関係者の方につきましても、下記の傍聴申込先に、平成 29 年 6 月 8 日（木）17:00（必着）までに（1）の記入事項について事前登録を行って下さい。また、カメラ撮りを希望される場合、その旨も併せて記載をお願いします。（カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。また、必ず自社腕章を御携帯ください。）
- (5) 傍聴される方（報道関係者を含む。）は、別紙に掲げる事項を遵守してください。遵守されない場合には、ご退場いただく場合があります。

傍聴申込先：

独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部給付課

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 9 階

TEL：044-520-9603 佐野、遠藤、鎌田

FAX：044-520-2193

電子メール：asbe-survey@erca.go.jp

(別紙)

傍聴される方へ

第1回石綿健康被害救済制度被認定者の介護等の実態調査に関する検討会を傍聴される方は、次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は退場していただくことがあります。

- ・傍聴券を持っていない方や代理人の傍聴は認められません。
- ・事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- ・静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- ・審議中に、カメラ撮りをすることはできません(報道関係者によるカメラ撮りは冒頭のみ可。)
- ・携帯電話等の電源は呼び出し音が出ないようにしてください。
- ・会議の開始前後を問わず、会議場内において、委員等に対して抗議又は陳情等はお断りします。
- ・その他、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

(事務局：独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部給付課)